

NPO法人「難病患者支援の会」による海外での臓器あっせん事件で、臓器移植法違反に問われたNPO理事長の菊池仁達（ひろみち）被告と法人としてのNPOについて、検察側が30日の初公判で行った冒頭陳述の要旨は次の通り。

△NPOの活動など▽  
被告は中国で臓器移植に関わった経験があったことなどから、2007年6月にNPOを設立した。理事長や事務所の住所地は親族の名義や住所を借りていた。

被告は横浜市内に事務所を設け、ホームページ（HP）で海外での臓器移植に関する情報を提供したり、NPOに問い合わせをしてきた患者の相談に乗ったりしていたが、被告とNPOはいずれも、臓器移植法に基づく臓器あっせん業の許可を受けていなかった。

被告はNPOの設立当初、患者を募って中国の移植実施施設を紹介し、中国で患者に移植手術を受けさせる活動をしてきた。その後、実質的責任者として活動を続け、理事長に就任させた息子に、手紙で「死体ドナーによる臓器移植の患者募集には許可が必要で、臓器移植法に違反する恐れがある。顧問弁護士に相談して、同法の逐条解説を調べてほしい」と伝えていた。

息子は19年12月、厚生労働省のヒアリングを受け、同省の担当者から「NPOの行為はあっせん業にあたる」と考えられる「など」と告げられ、手紙で被告に伝えた。被告はNPOのあっせん行為が同法に違反していることを認識していた。

（ライン）であっせん行為の該当性を懸念している旨を伝えた。NPO従業員らが参加したオンラインミーティングでは、弁護士や大学教授から、NPOの活動があっせん行為に該当して違法となる可能性がある」と指摘された。

△HPの記載内容▽  
21年1月27日時点で、HPでは「内閣府認証NPO法人」「手術費用や諸条件を比較検討の上、医療機関を選択します」などと表示されていた。さらに新着情報として、「亡くなられた方（脳死を含む）の臓器を採用する方針を一貫して守り支援活動して参りました」との情報が追加された。NPOはHP上で、移植希望者の募集や移植実施施設との連絡調整活動を行うこと、死体から摘出された臓器の移植を前提とすることを明確に表示していた。

＜本文記事1面＞

### 臓器あっせん事件 冒頭陳述の要旨

△犯行状況▽  
慢性腎不全と診断された男性はHPを閲覧し、21年2月、被告と面談した。被告は「我々の団体は臓器売買には関与していないので、死体ドナーを採用している」などと説明。同年12月には「ベラルーシは特別に死体ドナーから移植を受ける外国人の枠がある」などと言って渡航移植を勧めた。男性は被告から着手金の支払いを求められ、NPOの口座に300万円を送金し、22年3月29日頃までに計1850万円を振り込んだ。

被告はベラルーシに渡航した際、現地の病院との間で男性が手術を受けられるよう調整し、男性は同年7月に手術を受けた。手術証明書には「死体の腎臓の移植」と記載されていた。

20年4月頃には、新型コロナウイルスの影響で中国に入国できなくなると、被告は中国に代わる移植手術先として東欧の施設を探すなどし、21年春頃には、ベラルーシへの渡航移植の可能性を自ら調査し、現地調査も経て、同年夏頃には、同国の病院で移植手術を受けられるルートを確保した。

### △違法性の指摘▽

被告は21年10月、NPOの活動に興味を示した医師と直接面談した際、移植される臓器のドナーは死体だと告げた。医師は自身の顧問弁護士から違法の可能性を指摘されたため、被告にメールで伝え、同11月、LINE

肝硬変を患い、余命半年との宣告を受けていた男性の妻は21年10月頃にHPを閲覧し、同年11月、被告と面談した。被告は妻らに、「臓器については生体はあり得ない」「ぎりぎりの数値だから早くした方がよい」などと言って早期の渡航移植を勧めた。男性はNPOの口座に計3300万円を振り込み、22年2月頃にベラルーシで手術を受けた。

男性は術後の拒絶反応が強く、同年8月、妻の肝臓の一部を移植する手術を受けたが、その際、同国で移植された肝臓が死体からのものだと確認された。